

小平市立学園東小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対する基本方針

このいじめ防止基本方針は、平成25年に施行されたいじめ防止対策基本推進法、令和4年に改訂された小平市いじめ防止対策推進基本方針等を踏まえて策定した。本校におけるいじめの問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持する目的のもとに、学校、家庭、地域、小平市、その他の関係機関が相互に連携し、本校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ防止等の具体的な取組

（1）学校において実施する施策

いじめは、どの学校にも起こりうるとの認識のうえで、学校、家庭、地域、市、教育委員会、その他の関係機関の連携のもと、次のことを基本としていじめ防止等の具体的な対策を推進する。

① 学校いじめ対策委員会

いじめ問題の解決にいじめ対策委員会（校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、当該学年主任、当該担任、スクールカウンセラー）を設置し、日常的・定期的に児童の情報を共有し、組織的に対応する。問題行動を即、いじめと決めつけるのではなく、その背景や児童の心情などを考え、初期の段階で対応できるようにする。

また、いじめの未然防止や早期発見のため、適切かつ柔軟に役割分担し、担任に一任せず、何でも話せるインフォーマルな職場の雰囲気をつくり出す。協働性と同僚性の高い人間的な関係を構築し、実効性の高い組織とする。

② 未然防止

道徳の学習を中心に学校生活全体で道徳的实践ができるように指導する。そのため、いじめ防止に関する授業自体を年間計画の中で年3回実施する。また、人権に関する指導も各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間を通して実施していく。さらには、教科指導と生活指導を結びつけ、多面的・包括的に「いじめ防止授業」を展開していく。学校外でのネットに関するいじめも問題視されていることから、インターネットや携帯電話、スマートフォン等の使い方やマナーについても、セーフティ教室や特活・道徳を核にして教科指導や生活指導の中に適宜組み入れていく。さらに、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論するなどのいじめの防止に係る実践的活動に取り組む。

また、5年生でスクールカウンセラーの全員面談を実施し、児童理解に活用する。さらに校内で教職員に向けた年3回のいじめ防止研修を実施する。

③ 早期発見

ふれあい月間を通して、児童アンケートを年3回実施するとともに、月1回のいじめ調査を活用し、いじめの早期発見に努める。また、いじめ問題解決に、広い視野や多方面の観点で対応する必要から、学校サポートチーム（校長、副校長、特別支援コーディネーター、民生委員・児童委員、PTA、当該保護者等）を立ち上げ、早期対応や心身のケアを行う。いじめの事案があった際には、毎週行われる生活指導夕会で職員の情報共有を行う。

④ いじめが発生した場合の対応

- ア いじめを発見または通報を受けた場合は、「子ども支援委員会（「学校いじめ対策委員会」を含む）」で情報を共有し、その事実確認や対応策の協議を速やかに行う。その場合、即いじめと決めつけるのではなく、被害・加害児童の背景や心情などを考え、双方の今後の成長につながる対応をしていく。
- イ 事実確認後、その結果を市教委に報告するとともに、両方の保護者に連絡する。
- ウ いじめを受けた児童やいじめを報告してきた児童を必ず守る、という信念で対応し、その支援を行う。
- エ いじめを行った児童には、直ちにいじめをやめさせるとともに、必要に応じて保護者を交え、教育的配慮の下、公正・公平かつ毅然とした態度による指導を行う。
- オ いじめには、加害者・被害者のまわりに、第3（手は出さずはやし立てる）集団・第4（関わりたくないから見て見ぬふり）集団へは、加害者であることを十分認識させ、いじめは大人に知らせ、自分たちも「いじめをしてはいけない」という意識をしっかりともたせる。

⑤ 警察との連携について

警察と日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築する。また、学校の内外で発生した児童の生命、心身若しくは財産に重大な被害が生じている、又はその疑いのあるいじめ事案や、被害児童 又は保護者の加害側に対する処罰感情が強いなど、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案等の場合には、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。

⑥ 保護者への支援について

被害児童の保護者に対し、電話連絡や家庭訪問等により、その日のうちに事実関係を伝えるとともに、徹底して守り通すことを伝える。また、できる限り被害児童、保護者の不安を除去し、学校の今後の対応について保護者と合意形成を図る。いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについてあらかじめ保護者等に対して周知する。また、加害児童の保護者に対し、迅速に連絡し、いじめの事実を正確に説明する。

(2) いじめの解消に係る判断基準

いじめの行為が少なくとも3ヶ月継続して止んでいること、被害児童が苦痛を感じていないことを目安とする。スクールカウンセラー等の専門家の意見を聞き、児童が信頼できる教職員が、秘密が確実に守られる場所で丁寧に確認する。また、いじめが解消されたかどうかについては、教職員個人が行うのではなく、「学校いじめ対策委員会」が児童の状況等を総合的に検討した上で校長が判断する。さらに、いじめが解消されたと判断した後も日常的に注意深く観察するなど継続的な指導・支援を行う。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、次の2つの条件が満たされているものをいう。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な英雇用を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じてないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

（「いじめ防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日 文部科学省大臣決定
〔最終改定：平成29年3月16日〕より抜粋）

4 いじめ重大事態への対処

(1) いじめ重大事態の定義

いじめ重大事態の定義は、「いじめ防止対策推進法」第28条第1項において、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」（同項第1号。以下「生命心身財産重大事態」という。）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」（同項第2号。以下「不登校重大事態」という。）と規定されている。

同項第1号 に該当する事案について

例えば ○ 児童・生徒が自殺を企図した場合 ○ 身体に重大な傷害を負った場合
○ 金品等に重大な被害を被った場合 ○ 精神性の疾患を発症した場合 など

などのケースが想定される。

同項第2号 に該当する事案について

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童・生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

同項第1号及び同項第2号 に共通すること

また、児童・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

参考：【「いじめ防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日 文部科学省大臣決定
〔最終改定：平成29年3月16日〕】

(2) いじめ重大事態発生時の基本的な流れ

